札幌河川事務所管内 ゴミマップ

基準年：令和５年度

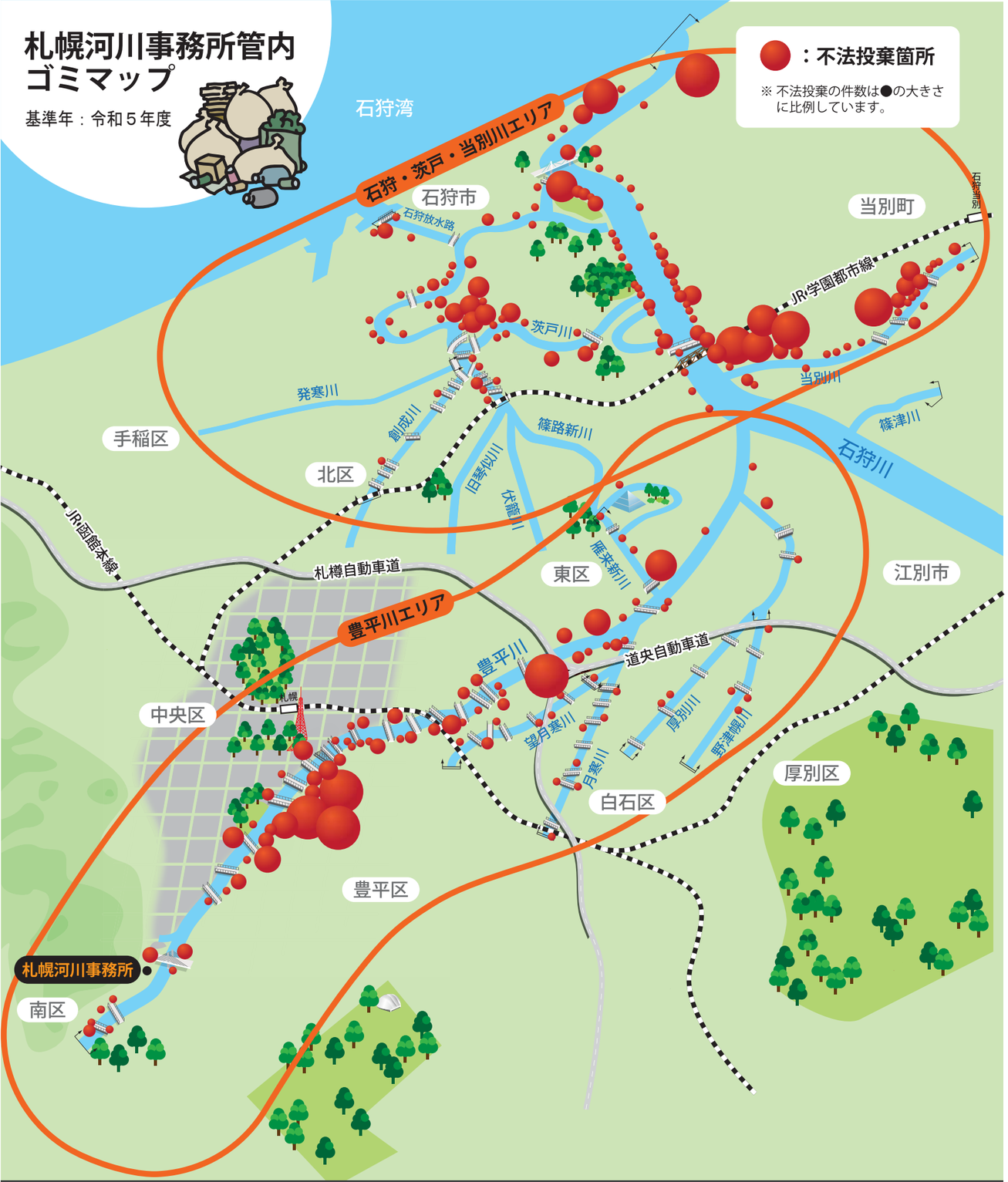

廃棄物の不法投棄は犯罪です。

「５年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条）

STOP!

不法投棄物状況

石狩・茨戸・当別川エリア　家電など粗大ゴミの投棄が多い

豊平川エリア　バーベキュー・家庭ゴミ等の投棄が多い

札幌河川事務所からのお願いと取り組み

○令和５年度の不法投棄発見箇所数は管内で、446箇所でした。
　不法投棄物はみなさまの税金で処分されています。モラルとマナーある行動をしましょう。

○今後も不法投棄の防止に向けた巡視等の取り組みを強化していきます。

札幌河川事務所　札幌市南区南 32 条西 8 丁目 2−1　TEL 011（581）3235